

#### 4、被害相談等への対応

田んぼや畑において防護柵の設置等の被害防除を行っているが農林産物に被害が及んでいる場合、人的被害発生への恐れがあり速やかに対処する必要がある場合などの通報に対して、鳥獣被害対策実施隊員による、防護柵の設置方法など鳥獣被害対策への助言や罾の設置、鳥獣の追払い等の対応を行っています。

#### 5、賀茂獺友会下田分会への業務委託

市内にイノシシやニホンジカ等が出没した際に、市の活動に加えて駆除等の業務を行います。

#### 市の対応実績（令和2年度）

##### ・有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金

64件に交付、3,410,000円を補助しました。

##### ・有害獣捕獲数、報償金



ニホンジカ 196頭



イノシシ 509頭



サル 15頭

合計 720頭を捕獲。3,975,000円を報償金として交付しました。

##### ・狩猟免許取得への補助金

1件を対象に、17,000円を補助しました。

##### ・被害相談等への対応

約 200 件の相談が寄せられ、追払いや罾の設置、鳥獣被害を防ぐための助言等を行いました。現在、被害相談のあった場所を中心に、罾を約 60 か所設置しています。市所有の罾にかかった鳥獣の対処や相談などへの対応で、イノシシ 168 頭、ニホンジカ 106 頭、サル 3 頭、アナグマやタヌキ等 33 頭、合計 310 頭捕獲しました。

### ～あなたの農地は大丈夫？～



これまで、耕作放棄が見込まれる農地の所有者に対し、農地法32条に基づく農地利用状況調査によって、今後の意向について調査を実施してきました。

#### ○留意意向調査の対象が拡大されます

市農業委員会では、8月から現地を巡回し、耕作放棄地等の調査を行いますので、ご協力をお願いします。

#### ○農地利用状況調査を行なっています

農地が荒れると、病害虫発生、有害鳥獣の住処、ごみの不法投棄の発生等、周辺の農業振興や生活環境へ悪影響を及ぼす恐れがあります。農地は放置せず、地権者が自ら再生して利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。農地の適正な管理は、所有者個人のみならず、地域の課題として地域全体で検討していただきますようお願いいたします。

なお、遊休農地の再生利用の取組に対して、国の助成制度があります。詳細は産業振興課農林係にお問い合わせください。

また、今年度の留意意向調査の対象となり、調査用紙がお手元に届きましたら、回答期限までに「ご回答ください」という協力ををお願いします。

遊休農地が解消されるまでは、所有者個人で検討（・遊休農地を自ら耕作する・第三者へ貸す・非農地手続）いただくほか、地域の人農地プランの話合いに参加する等をしていただき、地域の皆さまと一緒に地域全体の課題として、遊休農地の有効利用について検討いただきますようお願いいたします。

#### ○遊休農地の有効利用は地域全体での検討が必要です

また、令和3年度の農地法や関係法令等の改正・見直しにより、過去一度この調査の対象となり、回答を済ませた農地を含め、今年度の利用状況調査において農業委員会が「遊休農地」と判断した全ての農地を対象に（※一部例外有）留意意向調査が実施されることになりました。さらに、今後の留意意向調査は、遊休農地が解消されるまでは、同じ調査が毎年繰り返されることとなります。

また、令和3年度の農地法や関係法令等の改正・見直しにより、過去一度この調査の対象となり、回答を済ませた農地を含め、今年度の利用状況調査において農業委員会が「遊休農地」と判断した全ての農地を対象に（※一部例外有）留意意向調査が実施されることになりました。さらに、今後の留意意向調査は、遊休農地が解消されるまでは、同じ調査が毎年繰り返されることとなります。

# STOP!! 鳥獣被害

～鳥獣から地域を守るために～

問合せ先 産業振興課農林係 ☎23914

#### 市の現状

市内では、イノシシやニホンジカ、サルによる食害や道路法面を崩すなど生活環境への被害、農地や住宅地への出没などが確認されており、これらに関する相談が多く寄せられています。

このような相談に対応するため、市では鳥獣被害対策実施隊を設置し、追払いや罾の設置による捕獲活動、農地への防護柵の設置方法に関して助言を行うほか、各種補助金による農業者や狩猟者への支援なども行っています。

#### 市の事業について

##### 1、有害鳥獣等被害防止対策事業費補助金

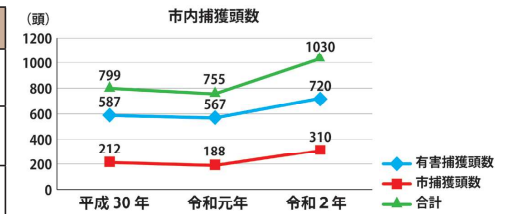
鳥獣による市内の農林産物への被害を防止するため、田んぼや畑などに防護柵等を設置する際の費用を補助します。

補助額	原材料及び副資材費や外注加工等に係る費用の50%
限度額	10万円（認定農業者 20万円）（1,000円未満切捨）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一箇所の申請は原則5年間不可</li> <li>同一の者による申請は同一年度で1回限り</li> <li>補助対象者は事業実施予定の土地所有者又はその土地の利用権を有する者</li> </ul>

##### 2、有害獣捕獲報償金

農林産物に被害をもたらす有害獣の捕獲を奨励するため、市の捕獲許可を受けた者が捕獲した際に報償金を交付します。

	市	国
対象鳥獣	イノシシ	成獣 7,000円
		幼獣 1,000円
	ニホンジカ	成獣 7,000円
		幼獣 1,000円
	サル	成獣 8,000円
		幼獣 1,000円
注意事項	有害捕獲を行う際には市の捕獲許可が必要です	



※有害捕獲頭数は、市の捕獲許可に基づき捕獲した頭数。市捕獲頭数は、市所有の罾による捕獲に加えて、被害相談等対応時の捕獲頭数。

##### 3、新規狩猟免許取得への補助金

有害鳥獣による農林産物や人への被害等の拡大や有害鳥獣捕獲従事者の減少に対応するため、狩猟免許を取得する際に必要となる経費を補助します。

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>予備講習会受講料</li> <li>試験申請手数料</li> <li>医師の診断書作成料</li> <li>免許登録手数料</li> <li>狩猟税</li> <li>獺友会入会金</li> <li>その他必要経費</li> </ul>
上限	上限 30,000円（1,000円未満の端数切捨）
交付条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内在住で市税を滞納していない者</li> <li>2 新たに免許を取得する者</li> <li>3 市内の有害鳥獣駆除に従事可能な者</li> </ol> 以上3点を満たしている者。



狩猟免許を取得した福田さん